

## 『成年年齢引き下げまであと1か月！』

日本での成年年齢は民法で定められています。民法改正により、今年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から新成人となります。

### ◆成年に達すると何が変わる？

成年になれば、親の同意がなくても、自分の意思で契約ができるようになります。

未成年者が契約する時は、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます《未成年者取消権》。成年になると、この《未成年者取消権》はなくなり、契約を結ぶかどうか決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

### ◆成年に達した後、契約する際に注意することは？

その契約が必要かどうかよく検討しましょう。

携帯電話を購入する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、これらはすべて契約行為です。成年に達したばかりの方は契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向にあります。成年に達し、《未成年者取消権》が適用されなくなった途端、言葉巧みに勧誘をする悪質な業者もいます。消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知った上で、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうか、冷静に判断する力を身につけることが大切です。

### ◆消費者トラブルで困ったときは

契約によっては取消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困ったり、不安に感じたときには、一人で抱え込まず、早めにご相談ください。

### <参考>


- ・消費者庁「18歳から大人」特設ページ
- ・政府広報オンライン

「18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと」

- ・消費者庁公式LINE『若者ナビ！』をご活用ください。



消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン  188 いやや